

## 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

上記審査請求人から平成18年4月14日付けで提起のあった保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

福井市福祉事務所長が審査請求人に対し、平成18年2月10日付けで行った保護申請却下処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨および理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成18年2月10日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請の却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取り消しを求める、というものである。

##### 2 審査請求の理由

本件処分については、処分庁が保護申請にあたり、請求人に対し十分な説明をせず、請求人が指示に従わないことを理由に当該申請を却下したものであり、本件処分は違法または不当である旨主張している。

#### 第2 当庁の認定事実および判断

##### 1 当庁の認定した事実および判断は、次のとおりである。

###### (1) 認定した事実

ア 平成18年1月18日、請求人とその内妻が無収入で生活ができないことを理由として処分庁に保護申請を行った。

イ 処分庁は、請求人の稼働能力の可否に疑義があるため、医療機関の検診結果をもとに保護決定の要否の判断を行う旨請求人に説明した。

- ウ 処分庁は、請求人に対して医療機関受診を指示した。
- エ 平成18年2月8日付け請求人あての検診命令書および福井県立病院あての検診依頼書を、処分庁は2回請求人宅に持参するが、請求人には渡さなかった。
- オ 処分庁は、平成18年2月10日、請求人に対して保護の要否の判定をするためには検診が必要である旨を説明しても理解されず、請求人が処分庁の指示にも従わないことを理由として本件処分を行った。

## (2) 判断

- ア 「生活保護法による保護の実施要領」(厚生省社会局長通知 昭和38年4月1日社発第246号。以下「局長通知」という。) 第9-4(3)によれば、「原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付に当たっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され」ることがある旨伝えることとされている。
- イ 処分庁は、検診命令について詳細に説明し、その場で検診命令書を請求人に直接交付する必要があったが、2回の請求人宅訪問に検診命令書を持参し、請求人に医療機関に受診する旨は伝えたものの、検診命令書を請求人には交付していない。  
よって、処分庁の事務処理は不適切なものであると言わざるを得ない。

- 2 以上のとおり、請求人の申し立てには理由があり、本件処分は不当な処分として取り消しを免れない。  
よって、主文のとおり裁決する。

平成18年5月29日

福井県知事 西川 一誠